

「保険会社向けの総合的な監督指針」（令和8年9月パブリックコメント開始分）の概要（1/2）

改正項目	背景・内容
①企業内代理店に関する規制の再構築	・企業内代理店（注1）は、その立場の不明確さが独禁法抵触リスクを高める一つの要因となるおそれがあるほか、保険募集に係る実務能力が不十分であったとしても、グループ企業等の保険契約を取扱うことで損害保険会社から一定の手数料収入が得られ、保険代理店として存続できている実態や、当該手数料が保険料の実質的な割引になっているおそれがあることが判明。 ➡ 損害保険代理店が、自らと人的又は資本的に密接な関係を有する者（特定者）を保険契約者等とする保険契約（特定契約）の保険募集を制限する特定契約比率規制について見直し。<u>（別紙1）</u> ➤ 特定契約比率の計算対象種目を限定している経過措置（注2）を適用日より約3年後に撤廃 ➤ 経過措置の撤廃の2年後に特定者の範囲を経済主体としての同一グループと同等の範囲に拡大 ➡ 企業向け保険市場における募集実務への影響を鑑み、一定の手数料の適正化の要件及び態勢整備の要件を満たした損害保険代理店に対して、同規制に対する適用除外の枠組みを創設。<u>（別紙2）</u> ➤ 特定契約の保険募集に関して、損害保険代理店が受領する手数料について、保険料の実質的な割引・割戻しが生じない態勢が構築されていること（手数料の適正化の要件） ➤ 損害保険代理店として十分な実務能力を有し、親会社等からの自立（※）が図られていること（態勢整備の要件） （※）①保険代理店自身で特定契約を把握・管理・報告可能な態勢が構築されていること。 ②独占禁止法の遵守態勢が構築されていること。 ③三線管理態勢等、あらゆるコンプライアンス・リスクに対応する態勢が構築されていること。 ➡ 顧客から委託を受ける立場にある保険仲立人が顧客のみから媒介手数料を受領する保険契約を特定契約比率規制の適用除外とする。 ➡ 特定契約等の取扱状況等について、オフサイトモニタリング・報告徴求等を通して実態を把握し、重大な問題があると認められる場合には、行政処分を行う旨規定。

（注1）保険業以外の事業を営む企業と人的・資本的に密接な関係を有する保険代理店であり、主に同企業を含むグループ企業向けの火災保険や賠償責任保険等の保険契約や、企業グループの福利厚生の一環として、グループ企業の従業員に係る保険契約を取り扱っているとされている。

（注2）1996年3月31日以前に登録されたもの等の一定の要件を満たす保険代理店には、特定契約の対象を自動車・火災・傷害保険に限定する経過措置が置かれている。

「保険会社向けの総合的な監督指針」（令和8年9月パブリックコメント開始分）の概要（2/2）

改正項目	背景・内容
②独占禁止法遵守態勢の構築	・保険料調整行為事案を通じて、共同保険契約の従来のビジネス慣行は、独占禁止法に抵触すると考えられる行為及び同法の趣旨に照らして不適切な行為が発現しやすいことが判明。 ➡保険会社及び保険代理店に対して、独占禁止法において問題となる行為を防止するための態勢整備を求めるとともに、保険会社が共同保険を組成する場合は、その具体的な必要性を検証し、コンプライアンス上の弊害防止措置を講ずるよう求める。
③企業向け損害保険商品のモニタリング高度化	・企業向け損害保険における保険料調整行為事案の発生原因の1つとして、営業上のプレッシャーの高まりなどを背景に、リスク等に応じた適切な保険料の提示が行われないなど、保険料の十分性や公平性等を満たさない保険料率の設定を防止する態勢が不十分であったことが認められた。 ➡損害保険会社において、自律的に保険料率の適切性を確保する観点から、構築すべき管理態勢のフレームワークを明確化し、経営陣主導による管理態勢の整備・不断の見直しを求める。 ➢ 割引増等の適切な運用確保（適用基準・事後検証・三線管理など） ➢ 適切な契約単位の収支分析・保険料水準検証（企業・個人の別、割引増等適用の有無の別など） ➢ 事後検証等を踏まえた更なる管理態勢高度化に向けた取組み 等 ➡各社における態勢整備状況等について、当該着眼点を踏まえた継続的なモニタリングを実施。
④別個登録の廃止	・保険募集人（代理店）の登録にあたり、法令上は一代理店一登録のところ、損保代理店においては一代理店が支店を複数登録することも認められてきた。 ➡一連の不祥事を踏まえ、代理店のガバナンス・体制整備の強化が求められている中、同一法人でありながら支店ごとに異なる損保会社の教育・管理・指導を受ける業務運営は、代理店のガバナンスの観点で統一性を欠き、顧客本位の業務運営に支障がでるおそれがあるため、規定を廃止。

特定契約比率規制の適用スケジュール

有識者会議・
金融審WG

監督指針改正

公表

適用

一定の猶予期間
(企業・企業内代理店の検討期間・
移行準備期間)

2024年
12月

2026年
9月

2030年
4月(注)

2032年
4月(注)

(注)①～③はいずれも損害保険代理店の
事業年度ごとに適用される。

① 経過措置の撤廃

計算対象種目を限定していた経過措置を撤廃

旧来の火災・自動車・傷害保険のみから全ての保険種目を対象とする

② 特定者の範囲拡大

特定者の範囲を企業グループの範囲まで拡大

親会社が議決権の50%超を有する範囲まで拡大

③ 適用除外措置

手数料適正化要件と態勢整備要件を満たした代理店を
適用除外とする

「保険料の実質的な割引・割戻しの防止」
及び「損害保険代理店の自立の促進」を目的として適用除外

適用除外措置の概要



手数料適正化要件

④ 保険会社においても、手数料の妥当性等について検証

保険会社

③ 手数料額及び算出根拠について説明

② 原価等を踏まえ、保険料の割引・割戻しが生じない代理店手数料を算出

① 保険募集等に係る原価等を報告

企業内代理店

① 特定契約管理態勢

② 独禁法遵守態勢

③ 三線管理態勢

企業グループ親会社

企業グループ

① 企業内代理店が算出した保険募集等に係る原価等を**企業グループの親会社**へ報告

② **企業グループの親会社**が必要に応じて、企業内代理店が算出した原価等の適切性を検証

態勢整備要件